

令和8年9月1日 招集

令和8年第3回 宇城市議会定例会 追加議案

熊 本 県 宇 城 市

令和8年第3回宇城市議会定例会 追加議案目録（令和8年9月7日）

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
予算	議 案 第66号	令和8年度宇城市 一般会計補正予算 (第3号)	歳入歳出予算の補正 今回補正額 9,774,938千円 補正後の額 55,664,967千円 債務負担行為の補正 地方債の補正	地方自治法 第96条第1 項第2号	総務部 財政課	別冊
予算	議 案 第67号	令和8年度宇城市 水道事業会計補正 予算 (第3号)	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 0千円 支出 404千円 資本的予算補正額 収入 220,000千円 支出 220,000千円 債務負担行為の補正 企業債の補正	地方自治法 第96条第1 項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
予算	議 案 第68号	令和8年度宇城市 下水道事業会計補 正予算 (第2号)	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 17,200千円 支出 27,410千円 資本的予算補正額 収入 269,000千円 支出 269,000千円 債務負担行為の補正 企業債の補正	地方自治法 第96条第1 項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
その他	議 案 第69号	工事請負契約の締 結について	宇城市農産廃棄物処理施設解体工事請 負契約の締結 【契約額】 640,926,000円	地方自治法 第96条第1 項第5号 宇城市議会 の議決に付 すべき契約 及び財産の 取得又は処 分に関する 条例第2条	保健衛生部 衛生環境課	P. 4
その他	議 案 第70号	財産の取得につい て	宇城市立三角小学校マイクロバス購 入 【取得価格】 20,151,760円 【数 量】 2台	地方自治法 第96条第1 項第8号 宇城市議会 の議決に付 すべき契約 及び財産の 取得又は処 分に関する 条例第3条	教育部 教育総務課	P. 5

議案第69号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 工 事 名 宇城市農産廃棄物処理施設解体工事
- 2 工 事 場 所 宇城市三角町戸馳5470番地1
- 3 契 約 金 額 640,926,000円(税込)
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県熊本市南区野田3丁目13番1号
商号又は名称 前田・三洲建設工事共同企業体
代表者氏名 株式会社 前田産業 代表取締役 前田 一美

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第70号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年9月7日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 財 産 宇城市立三角小学校マイクロバス購入 2台
- 2 納 入 場 所 宇城市松橋町大野85番地（宇城市役所）
- 3 取 得 価 格 20,151,760円（税込）
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町萩尾782番地2
商号又は名称 株式会社 吉田自動車
代表者氏名 代表取締役 吉田 誠

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇城市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。